

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校プロジェクト
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

質問及び回答

連番	資料名及び項目名等	質問内容	回答案
1	実施要領 1/19 第1章2(3)仮校舎 (増築棟) イ 仮校舎	「足りない諸室を第九小学校校庭に増築する。」と記載がありますが、現第九小学校校舎・体育館等で足りた場合、設置しなくてもよいのでしょうか。	現第九小学校校舎・体育館等では足りないため、延べ面積約1,500㎡の別棟増築校舎が必要です。要求水準書添付の資料10仮校舎の概要のとおりです。
2	実施要領 2/19 第1章2(7) 履行期間	履行期間は「契約締結日（議会議決日）の翌日から令和12年6月28日まで」と記載されておりますが、工期の算定基準は4週8閉所、残業時間は上限 360時間/年にて算定されているのでしょうか。	工期については、4週8閉所を想定しています。なお、天候不順等による工事の遅延があった場合などが見込まれるため、予め閉所日は定めず、協議により対応することを想定しています。
3	実施要領 2/19 第1章2(8) 本プロジェクトの方向性 イ	国庫補助の申請スケジュールの詳細をご指示願います。	あくまで予定ではありますが、国庫負担金について、工事の前年（令和8年5月頃）に計画書を提出し、国へ補助金等を要望する予定です。その後、令和9年4月頃に認定申請、同年5月頃に交付決定内示、同年7月頃に交付申請を想定しています。
4	実施要領 2/19 第1章2(8) 本プロジェクトの方向性 コ	「長期の避難所として活用できるように計画すること。」と記載がありますが、想定される期間、必要備蓄物資及び備蓄に伴う必要面積をご指示願います。	災害の規模により異なりますが、仮設住宅が設置されるまでの期間を想定しています。また、必要となる備蓄は、東大和市地域防災計画で1人当たり3日分として、備蓄コンテナの面積を14.40㎡としています。
5	実施要領 3/19 第1章2(8) 本プロジェクトの方向性 シ	「活用できる補助金はすべて活用できるように提案すること」と記載がありますが、選定の公平性を確保するため活用できる補助金の種類をご指示願います。	「公立学校施設整備負担金（国）」、「学校施設環境改善交付金（国）」、「子ども・子育て支援施設整備交付金（国）」及び「学童クラブ整備費補助金（都）」等の活用を検討しています。

6	実施要領 3/19 第1章2(8) 本プロジェクトの方向性 シ	「活用できる補助金はすべて活用できるよう提案すること。」との記載がありますが、提案しきれなかった場合、失格や減点などの対象となりますでしょうか。	失格とはなりません。また、事業者選定に当たっては、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定要領により、審査することとなります。
7	実施要領 4/19 事業に関する条件	「学校の意見を聴く機会を設け、市と協議の上、設計に反映」と記載がありますが、具体的な協議回数、時期をご指示願います。	設計関連業務における定例会議とは別に、基本設計実施期間中に2回程度、学校打合せの実施を検討しています。
8	実施要領 5/19 第2章3(2) 完成期限について	「受注者は、新校の新校舎を完成(各種検査含む)させ、令和12年1月31日までに東大和市に新校舎を引渡すものとする。」とありますが工期の算定については4週8休、もしくは4週8閉所にて考慮されていますでしょうか。	工期については、4週8閉所を想定しています。なお、天候不順等による工事の遅延があった場合などが見込まれるため、予め閉所日は定めず、協議により対応することを想定しています。
9	実施要領 6/19 第2章4(4) 契約保証について	契約保証金10%を納付するタイミングはいつになるのでしょうか。 仮契約、本契約締結時のどちらでしょうか。	契約保証金は、本契約締結時に納付することとなります。
10	実施要領 6/19 第2章4(5) 支払い条件について	「工事請負費として、前払い、部分払い、完了払いにより支払うことを想定している。」とありますが、解体撤去費、新校舎施工費、仮校舎施工費の支払いは具体的な支払い回数とそれぞれの時期はどのようになりますでしょうか。	工事請負費として、以下の費用に相当する額を各年度に支払うことを想定しています。 【基本設計、実施設計の委託費用】 ・年度初めに前払い、年度末に完了払い 【解体及び新校舎の工事費】 ・初年度及び2年度：年度初めに前払い、年度末に部分払い ・最終年度：年度初めに前払い、年度末に竣工払い 【工事監理費】 ・初年度及び2年度：年度末に部分払い ・最終年度：年度末に竣工払い 【仮校舎施工費】 ・リースを想定しているため、

			1年間の賃借料を各年度末に支払い
1 1	実施要領 6/19 第2章5(1) 契約金額の変更について	「契約金額の変更は、原則として行わない」と記載がありますが、物価スライド等の変更も行わないとの解釈でよろしいでしょうか。	本契約において、約款にスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）を盛り込むものとしますので、契約期間内においては、協議できるものとします。
1 2	実施要領 6/19 第2章5(1) 契約金額の変更について	「契約金額の変更は、原則行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際のリスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が発生した場合は、東大和市と受注者が協議の上対応するものとする。」とありますが、現時点で発生が想定されるものとして①地中障害②アスベスト③PCB④土壌汚染等がありますが変更の対象となりますでしょうか。	ご質問のようなリスクが発生した場合には、実施要領に記載のとおり、市と受注者が協議のうえ、対応を決定します。また、資材価格高騰などの契約額等に影響の及ぼすリスクの情報について、建設業法に基づき、契約前に通知してください。
1 3	実施要領 6/19 第2章5(1) 契約金額の変更について	「契約金額の変更は原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は云々」とありますが基本設計、実施設計で約2年ありますが工事着工時等でのスライド条項の適用はありますか。また、工期についても長期となる為、工事着工以降もスライド条項の適用はありますか。	本契約において、約款にスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）を盛り込むものとしますので、契約期間内においては、協議できるものとします。

14	実施要領 6/19 第2章5(1) 契約金額の変更について	スライド適用の基準は何になりますでしょうか。 例えば国土交通省のスライド条項運用マニュアルを基準に行うのでしょうか。	お見込みのとおり、国土交通省等の定めるスライド条項を参考として、協議できるものとなります。
15	実施要領 7/19 第3章1(2) 共同企業体構成員の要件 エ について	「設計業務及び施工業務を担う構成員が2者の場合、各同業務を行う各構成員の出資比率は30%以上であること。」との記載がありますが、例えば、設計、施工業務を担う構成員が各々1者ずつの場合は、出資比率を考慮しなくても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施要領 7/19 第3章1(2) ア～エ共同企業体構成員の要件について	共同企業体は設計者、施工者、工事監理者からなるとありますが異業種JVと考える宜しいでしょうか。その場合乙型JVと考える宜しいでしょうか。又出資比率については施工者間のみと考える宜しいでしょうか。	異業種による共同企業体を想定しています。また、構成員がそれぞれ設計業務、工事監理業務、施工業務等を分担することを想定しています。なお、出資比率については、施工者間のみとします。設計者間、工事監理者間も同様とします。
17	実施要領 7/19 第3章1(2) 共同企業体構成員の要件 ア	「共同企業体は設計者、施工者、工事監理者からなるものとする」と記載がありますが特定建設工事共同企業体協定書の記載(出資比率等)はどのようなものになるのでしょうか。ご指示願います。	共同企業体における構成員の出資比率については、「実施要領第3章1(2)エ」で定めている場合を除き、出資比率を定めていないため、共同企業体を構成するすべての構成員で協議のうえ、決定し、記載してください。
18	実施要領 9/19 第3章1(5) 施工者の要件 ウ について	(4)設計者及び工事監理者の要件ウ(ア)と異なり、(5)施工者の要件ア(ウ)の「受注した実績」は、本プロポーザル公告までに完了した実績ではなく、工事請負契約締結の実績で足りるのでしょうか。また同様に(5)施工者の要件ア(ウ)の「国又は地方公共団体等」には独立法人都市再生機構、東京都住宅供給公社の工事实績は入りませんか。	(5)施工者の要件ア(ウ)の「受注した実績」については、本プロポーザル公告日までに完了した実績としてください。また、「独立法人都市再生機構」、「東京都住宅供給公社」の工事实績は、「国又は地方公共団体等」に含めていただいて構いません。

19	実施要領 9/19 第3章1(5) 施工者の要件 エ について	「建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を当該施工業務に専任で配置することができる者であること」とありますが、複数の選定、もしくは途中での変更は可能でしょうか。	専任で配置される者が複数人いることについては、特段問題ありません。また、協議のうえ、専任の配置者を変更することは可能です。
20	実施要領 10/19 第3章1(5) 施工者の要件について (6)配置技術者の要件	約6年間にわたる事業のため、技術提案書に記載されている統括責任者及び監理技術者において同等以上の資格要件を満たしていれば事業期間中でも変更は可能でしょうか。ご指示願います。	協議のうえ、変更は可能です。
21	別記第2号様式 参加表明書 等	参加表明書等に押印する企業名は貴市と契約締結権限をしている支店、営業所長名でよろしいでしょうか。 また、共同企業体協定書も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書	各項目に「市と協議の上決定」との記載がありますが、事前に協議し承諾(決定)を受けたものを提案書に記載するとの認識でよろしいでしょうか。その場合、協議時期及び回数をご指示願います。	事前の協議は必要としておりません。提案後に、提案内容に基づき協議し、決定します。
23	要求水準書 4/54 ①. 設計業務 ア. 事前調査業務	「土壌調査」及び「振動測定」について、それぞれ具体的な調査内容と測定内容を想定されているか、ご教示ください。	具体的な想定はしていません。本事業の実施に当たり、必要な調査を実施してください。
24	要求水準書 4/54 ①. 設計業務 エ. 地域住民との懇談等	「地域住民との懇談等(検討会議や説明会等)」の開催頻度や協議内容について、具体的にどのように想定されているか、ご教示ください。	基本設計後と工事着工前に、地域住民への説明を、少なくとも各2回以上実施することを検討しています。
25	要求水準書 5/54 ④解体撤去等業務 イ. 解体・撤去工事後の外構工事	解体・撤去工事後の「外構工事」の具体的な工事内容を想定されているか、ご教示ください。	「外構工事」については、本事業の設計の中で協議のうえ、決定していきます。

26	要求水準書 19/54 (1) 空調設備 カ 空調設備方式	「空調方式の検討」については、GHPとEHPの二方式の検討でよろしいでしょうか。	空調方式については、実態に合った、考えられる方式すべてを対象とし、環境性能を考慮して検討してください。
27	要求水準書 20/54 (3) 給湯設備 ア 換気の外排気	「換気は原則外排気とする。」とは、ガス給湯器のFF排気の意味で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書 20/54、21/54 周辺インフラとの接続	各インフラ接続について、事前に供給業者と確認・調整を行いその後、市と協議の上、提案を行うとの認識でよろしいでしょうか。その場合、協議時期及び回数をご指示願います。	提案後に、提案内容に基づき協議し、決定します。 インフラについては、当該事業者と事前調整し、基本設計に反映のうえ、市と協議してください。
29	要求水準書 21/54 6 防災安全計画 災害時等の施設安全性の確保	体育館（屋内運動場）の避難想定人数をご教示ください。	東大和市地域防災計画では、東大和市立第七小学校における一時避難所としての収容人数を施設全体として1,261人としております。また、統合する市立第九小学校については、一時避難所としての収容人数を施設全体として1,005人としております。なお、体育館（屋内運動場）のみの避難想定人数はありません。
30	要求水準書 23/54 1 新小学校 (1) 校舎 サ 地域利用者が利用する諸室	地域利用者が利用する諸室（「資料7 必要諸室リスト」）について、「コミュニティルーム」や「体育館」の他に地域利用者が利用する室名をご教示ください。	現時点では「コミュニティルーム」、「体育館」以外は、地域開放する予定はありません。 なお、今後、学校が使用しない時間帯の有効活用として、図書室や家庭科室等の開放について検討の余地があると考えていますので、活用方法があればご提案ください。
31	既存建物について	建物（七小）の解体内覧は可能でしょうか。また、既存図面はございますでしょうか。	既存建物の内覧は可能ですが、個別の対応となります。 また、既存建物の図面は市で保管しております。